

## リウマチ・アレルギー対策委員会の開催要項(案)

### 1 開催目的

- リウマチ及び気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等の免疫アレルギー疾患は、長期にわたり著しく生活に支障を来す等、国民の健康上重要な問題となっている。このため、平成 17 年にリウマチ対策及びアレルギー疾患対策を総合的・体系的に実施するべくその方向性等を報告書にまとめ、リウマチ・アレルギー対策を実施してきた。
- 近年の医療水準の向上や社会背景の変化等を踏まえ、より効果的な対策を検討するため、厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

### 2 リウマチ・アレルギー対策委員会の役割

- 委員会は、リウマチ対策及びアレルギー疾患対策についての有識者により、これまでのリウマチ対策及びアレルギー疾患対策の評価を行うとともに、今後のリウマチ及びアレルギー疾患の対策の方向性及び具体的方策を検討し、報告書を策定する。

### 3 構成及び事務局等

- 委員会に参集を求める有識者は、リウマチ対策及びアレルギー疾患対策に精通した学識を有する者とし、15名以内で構成するものとする。
- 会議の庶務は、健康局疾病対策課において処理する。
- 委員会の開催に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 4 作業班の設置

- 委員会の下に、リウマチ対策及びアレルギー疾患対策それぞれについて、リウマチ対策作業班及びアレルギー疾患対策作業班を設ける。

## リウマチ対策作業班開催要項（案）

## （目的）

第1条 リウマチ対策作業班（以下「作業班」という。）は、厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会（以下「委員会」という。）が参集を求め、リウマチ対策の有識者により、厚生労働省におけるリウマチ対策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

## （検討事項）

第2条 作業班は、リウマチ対策を総合的・体系的に実施するため、これまでのリウマチ対策の評価を行うとともに、今後のリウマチ対策の方向性及び具体的方策を整理し、委員会に報告する。

## （作業班の構成）

第3条 作業班に参集を求める有識者は15名以内で構成し、リウマチ対策に精通した学識を有するものとする。

## （班長の指名）

第4条 作業班に班長を置く。班長は、作業班班員の中から互選により選出する。

## （会議の公開）

第5条 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。

2 班長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## （議事録）

第6条 作業班における議事に関して次の事項を議事録として記録するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した作業班班員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

## （作業班の庶務）

第7条 作業班の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において総括し、及び処理する。

## （雑則）

第8条 この開催要項に定めるほか、作業班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

## アレルギー疾患対策作業班開催要項（案）

## （目的）

第1条 アレルギー疾患対策作業班（以下「作業班」という。）は、厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会（以下「委員会」という。）が参集を求めるアレルギー疾患対策の有識者により、厚生労働省におけるアレルギー疾患対策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

## （検討事項）

第2条 作業班は、アレルギー疾患対策を総合的・体系的に実施するため、これまでのアレルギー疾患対策の評価を行うとともに、今後のアレルギー疾患対策の方向性及び具体的な方策を整理し、委員会に報告する。

## （作業班の構成）

第3条 作業班に参集を求める有識者は15名以内で構成し、アレルギー疾患対策に精通した学識を有するものとする。

## （班長の指名）

第4条 作業班に班長を置く。班長は、作業班班員の中から互選により選出する。

## （会議の公開）

第5条 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。

2 班長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## （議事録）

第6条 作業班における議事に関して次の事項を議事録として記録するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した作業班班員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

## （作業班の庶務）

第7条 作業班の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において総括し、及び処理する。

## （雑則）

第8条 この開催要項に定めるほか、作業班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。